

諮問番号：平成30年度諮問第7号

答申番号：平成30年度答申第9号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、広島市A区a○番○の土地（以下「a係争土地」という。）、この土地所在の家屋番号○番○の○の家屋（以下「a家屋1」という。）、家屋番号○番○の○の家屋（以下「a家屋2」という。）及び家屋番号○番○の○の家屋（以下「a家屋3」という。）に対する平成30年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課決定処分（以下「本件処分1」という。）並びに広島市B区b○番○の土地（以下「b土地1」という。）、同○番○の土地（以下「b土地2」という。）、同○番○の土地（以下「b土地3」という。）、同○番○の土地（以下「b土地4」という。）（以下これらをまとめて「b係争土地」という。）及びこれらの土地（b土地1を除く。）所在の家屋番号○番○の家屋（以下「b係争家屋」という。）に対する平成30年度分の固定資産税の賦課決定処分（以下「本件処分2」という。）についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきであるとの審査庁広島市長の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 本件処分1に係る固定資産について

a係争土地並びにa家屋1及びa家屋3（以下これらをまとめて「a係争家屋」という。）は、以下の利用状況等から、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第348条第2項第3号の規定により非課税適用されるものとする。

- (1) a係争家屋は、宗教法人であるCが総本部事務所及び代表役員公邸として使用している。
- (2) a係争土地及びa係争家屋は、宗教法人Cに無償で提供している。

2 本件処分2に係る固定資産について

b係争土地及びb係争家屋は、以下の利用状況等から、法第348条第2項第3号の規定により非課税適用されるものとする。

- (1) b係争土地は農園として、b係争家屋はその管理事務所として、いずれも宗教法人Cが使用している。
- (2) b係争土地及びb係争家屋は、宗教法人Cに無償で提供している。

3 その他

- (1)ア 処分庁は、本件処分1に係る固定資産及び本件処分2に係る固定資産に対する

外観からの実地調査を行ったと主張するが、法第403条又は第408条に基づく「実地調査」の何たるかを知らないか、調査を怠けるためにこのような主張をしている。

イ 「家屋の用途」を調べるための調査が「外観からの調査」で足りるとは到底考えられない。

ウ 処分庁は、これまで実施してきた調査を正当化するために前記アのような主張をしており、このような実態が固定資産税の賦課に係る過誤の温床となっているのであるから、このような主張をする全ての財政局職員及びこれを是認する広島市関係者は即刻免職にすべきである。

(2) 昨年度及び一昨年度に現地調査することなく異議申立てを却下したことについて説明を求める。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分1及び本件処分2に係る税額の算出について

ア 本件処分1に係る税額の算出について

(イ) a 係争土地に係る課税標準額

a 固定資産税等の額の算出方法

(a) 基準年度（法第341条第6号）に係る賦課期日に所在する土地に対して課する基準年度の固定資産税等の額は、当該土地の当該賦課期日における価格（同条第5号）で土地課税台帳（同条第10号）に登録されたものを課税標準とし（法第349条第1項並びに第702条第1項及び第2項）、その額に税率（固定資産税は1.4%（広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号。以下「条例」という。）第62条）、都市計画税は0.3%（条例第124条））を乗じて算出する。

(b) ただし、その一部を人の居住の用に供する家屋（地上階数5以上を有する耐火建築物で、その居住部分の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が2分の1以上4分の3未満であるもの）の敷地の用に供されている土地については、当該土地の面積に0.75の割合を乗じて得た面積に相当する土地（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第52条の11第2項第2号ロ）は、固定資産税等の課税標準の特例の対象となる住宅用地とされる。そして、その面積が200平方メートル以下である場合、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準は、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額となり（法第349条の3の2第2項第1号）、都市計画

税の課税標準は、当該住宅用地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額となる（法第702条の3第2項）。

- (c) さらに、宅地等（農地以外の土地をいう（法附則第17条第2号）。以下同じ。）に係る固定資産税等の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額等が、前年度分の固定資産税等の課税標準額に、当該年度分の固定資産税等の課税標準となるべき価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を当該年度分の固定資産税等の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額等（以下、この場合における固定資産税額を「宅地等調整固定資産税額」と、この場合における都市計画税額を「宅地等調整都市計画税額」と、宅地等調整固定資産税額と宅地等調整都市計画税額を併せて「宅地等調整固定資産税額等」とそれぞれいう。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額等となる（法附則第18条第1項及び第25条第1項）。
- (d) 一方で、住宅用地以外の宅地（商業地等。法附則第17条第4号）で、固定資産税等を賦課する年度の負担水準（法附則第17条第8号）が0.6以上0.7以下のものに係る固定資産税等の額は、前年度分の固定資産税等の課税標準額を当該年度分の固定資産税等の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税等の額となる（法附則第18条第4項及び第6項第1号並びに附則第25条第4項及び第6項）。

b 課税標準額

- (a) a係争土地は、5階建ての耐火建築物であるa家屋1、a家屋2及びa家屋3の敷地の用に供されている土地である。
- (b) a家屋1、a家屋2及びa家屋3は、その一部であるa家屋1及びa家屋3が住宅及び住宅用倉庫として人の居住の用に供されており、その居住部分の床面積のa家屋1、a家屋2及びa家屋3の床面積に対する割合は2分の1以上4分の3未満（＝（a家屋1の床面積＋a家屋3の床面積）÷（a家屋1の床面積＋a家屋2の床面積＋a家屋3の床面積）＝205.9平方メートル÷303.29平方メートル＝0.679）であることから、a係争土地の面積に0.75の割合を乗じて得た面積に相当する土地の面積が住宅用地とされ、その面積は、約76.0平方メートルとなり200平方メートル以下である。

(c)① 住宅用地とされる部分に係る価格

a係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成30年度の価格は、a係争土地に係る平成30年度の登録価格2316万6785円をa係争土地の面積に対する住宅用地とされる部分の割合（0.75）で乗じた1737万5089円である。

② 住宅用地とされる部分に係る固定資産税の課税標準

法第349条の3の2の規定に基づいて算出したa係争土地の住宅用

地とされる部分に係る平成30年度分の課税標準額に税率を乗じると、本則課税による固定資産税の額は、4万0541円（＝a係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成30年度の価格×1／6×税率＝1737万5089円×1／6×1.4%≒4万0541円）である。

法附則第18条第1項の規定に基づいて算出したa係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成30年度の宅地等調整固定資産税額は、3万9779円（＝（a係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成29年度分の固定資産税課税標準額＋（a係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成30年度の価格×1／6×5／100））×税率＝（269万6581円＋（1737万5089円×1／6×5／100））×1.4%≒3万9779円）である。

a係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成30年度分の本則課税による固定資産税額は、同宅地等調整固定資産税額を超えることから、同固定資産税の課税標準額は、法附則第18条第1項の規定による当該宅地等調整固定資産税額の算出に当たり課税標準となるべき額とした284万1373円（＝a係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成29年度分の固定資産税課税標準額＋（a係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成30年度の価格×1／6×5／100）＝269万6581円＋（1737万5089円×1／6×5／100）≒284万1373円）である。

③ 住宅用地とされる部分に係る都市計画税の課税標準

法第702条の3の規定に基づいて算出したa係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成30年度分の課税標準額に、税率を乗じると、本則課税による都市計画税の額は、1万7375円（＝a係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成30年度の価格×1／3×税率＝1737万5089円×1／3×0.3%≒1万7375円）である。

法附則第25条第1項の規定に基づいて算出したa係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成30年度の宅地等調整都市計画税額は、1万7048円（＝（a係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成29年度分の都市計画税課税標準額＋（a係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成30年度の価格×1／3×5／100））×税率＝（539万3163円＋（1737万5089円×1／3×5／100））×0.3%≒1万7048円）である。

a係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成30年度分の本則課税による都市計画税額は、同宅地等調整都市計画税額を超えることから、同都市計画税の課税標準額は、法附則第25条第1項の規定による当該宅地等調整都市計画税額の算出に当たり課税標準となるべき額とした568

万 2 7 4 7 円 (= a 係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成 2 9 年度分の都市計画税課税標準額 + (a 係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成 3 0 年度の価格 $\times 1 / 3 \times 5 / 1 0 0$) = 5 3 9 万 3 1 6 3 円 + (1 7 3 7 万 5 0 8 9 円 $\times 1 / 3 \times 5 / 1 0 0$) $\div$ 5 6 8 万 2 7 4 7 円) である。

(d)① 住宅用地とされる部分以外の部分（商業地等の部分）に係る価格

a 係争土地の住宅用地とされる部分以外の部分（商業地等の部分）に係る平成 3 0 年度の価格は、5 7 9 万 1 6 9 6 円 (= a 係争土地に係る平成 3 0 年度の登録価格 - a 係争土地の住宅用地とされる部分に係る平成 3 0 年度の価格 = 2 3 1 6 万 6 7 8 5 円 - 1 7 3 7 万 5 0 8 9 円) である。

② 住宅用地とされる部分以外の部分に係る固定資産税等の課税標準

a 係争土地の住宅用地とされる部分以外の部分の負担水準は 0. 6 以上 0. 7 以下 (= a 係争土地の住宅用地とされる部分以外の部分に係る平成 2 9 年度の課税標準額 $\div$ a 係争土地の住宅用地とされる部分以外の部分に係る平成 3 0 年度の価格 = 3 7 5 万 8 1 8 2 円 $\div$ 5 7 9 万 1 6 9 6 円 $\div$ 0. 6 4) であるから、当該部分に係る平成 3 0 年度分の固定資産税等の課税標準額は、平成 2 9 年度分の固定資産税等の課税標準額 3 7 5 万 8 1 8 2 円である。

(e) 合計

① a 係争土地に係る平成 3 0 年度分の固定資産税に係る課税標準額は、6 5 9 万 9 5 5 5 円となる。

② a 係争土地に係る平成 3 0 年度分の都市計画税に係る課税標準額は、9 4 4 万 0 9 2 9 円となる。

(i) a 家屋 1、a 家屋 2 及び a 家屋 3 に係る課税標準額

a 固定資産税等の額の算出方法

基準年度に係る賦課期日に所在する家屋に対して課する基準年度の固定資産税等の額は、当該家屋の当該賦課期日における価格で家屋課税台帳（法第 3 4 1 条第 1 2 号）に登録されたものを課税標準とし、その額に税率を乗じて算出する。

b 課税標準額

(a) a 家屋 1 に係る課税標準額

a 家屋 1 に係る平成 3 0 年度分の固定資産税等の課税標準額は、登録価格と同額の 5 4 7 万 8 0 8 6 円である。

(b) a 家屋 2 に係る課税標準額

a 家屋 2 に係る平成 3 0 年度分の固定資産税等の課税標準額は、登録価格と同額の 6 2 2 万 2 9 3 4 円である。

(c) a 家屋 3 (4 階部分) に係る課税標準額
a 家屋 3 (4 階部分) に係る平成 30 年度分の固定資産税等の課税標準額は、登録価格と同額の 7 1 1 万 9 5 0 5 円である。

(d) a 家屋 3 (5 階部分) に係る課税標準額
a 家屋 3 (5 階部分) に係る平成 30 年度分の固定資産税等の課税標準額は、登録価格と同額の 8 4 万 9 1 7 6 円である。

(e) 合計

① a 家屋 1、a 家屋 2 及び a 家屋 3 に係る平成 30 年度分の固定資産税に係る課税標準額の合計は、1 9 6 6 万 9 7 0 1 円となる。

② a 家屋 1、a 家屋 2 及び a 家屋 3 に係る平成 30 年度分の都市計画税に係る課税標準額の合計は、1 9 6 6 万 9 7 0 1 円となる。

(f) 税額

a 固定資産税の額

(a) a 係争土地並びに a 家屋 1、a 家屋 2 及び a 家屋 3 に係る平成 30 年度分の固定資産税に係る課税標準額の合計は、2 6 2 6 万 9 0 0 0 円 (1 0 0 0 円未満の端数切捨て (法第 20 条の 4 の 2 第 1 項)) である。

(b) (a) の課税標準額に税率 (1. 4 %) を乗じると、固定資産税の額は、3 6 万 7 7 0 0 円 (1 0 0 円未満の端数切捨て (法第 20 条の 4 の 2 第 3 項)) となる。

b 都市計画税の額

(a) a 係争土地並びに a 家屋 1、a 家屋 2 及び a 家屋 3 に係る平成 30 年度分の都市計画税に係る課税標準額の合計は、2 9 1 1 万 0 0 0 0 円 (1 0 0 0 円未満の端数切捨て) である。

(b) (a) の課税標準額に税率 (0. 3 %) を乗じると、都市計画税の額は、8 万 7 3 0 0 円 (1 0 0 円未満の端数切捨て) となる。

(g) 小括

以上のとおり、a 係争土地並びに a 家屋 1、a 家屋 2 及び a 家屋 3 に係る平成 30 年度分の固定資産税の額を 3 6 万 7 7 0 0 円、都市計画税の額を 8 万 7 3 0 0 円とする本件処分 1 は、前記 (f) の額と同額である。

イ 本件処分 2 に係る税額の算出について

(f) b 係争土地に係る課税標準額

a 固定資産税の額の算出方法

(a) 基準年度に係る賦課期日に所在する土地に対して課する基準年度の固定資産税の額は、当該土地の当該賦課期日における価格で土地課税台帳に登録されたものを課税標準とし、その額に税率を乗じて算出する。

(b) ただし、専ら人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供されている土地については、固定資産税の課税標準の特例の対象となる住宅用地とされる。そ

して、その面積が200平方メートルを超え、その面積を当該住宅用地の上に存する住居の数（当該住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部である場合には、当該部分の数（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第12条の2第1項））で除して得た面積が200平方メートル以下である場合、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準は、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額となる（法第349条の3の2第2項第2号）。

b 課税標準額

(a) b土地1

b土地1に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準額は、登録価格と同額の2万5250円である。

(b) b土地2、b土地3及びb土地4

① b土地2、b土地3及びb土地4は、一体として、専ら人の居住の用に供する家屋であるb係争家屋の敷地の用に供されている一画地の土地である。

② 一画地の土地であるb土地2、b土地3及びb土地4の面積は、392.11平方メートルである。

③ しかし、その面積を当該住宅用地の上に存する住居の数（人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部の数）で除して得た面積は200平方メートル以下となる。

④ b土地2に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準は、b土地2の課税標準となるべき価格245万6146円の6分の1の額40万9357円である。

⑤ b土地3に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準は、b土地3の課税標準となるべき価格283万7401円の6分の1の額47万2900円である。

⑥ b土地4に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準は、b土地4の課税標準となるべき価格329万3111円の6分の1の額54万8851円である。

(c) 合計

b係争土地に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準の額の合計は、145万6358円となる。

(i) b係争家屋に係る課税標準額

a 固定資産税の額の算出方法

基準年度に係る賦課期日に所在する家屋に対して課する基準年度の固定資産税の額は、当該家屋の当該賦課期日における価格で家屋課税台帳に登録されたものを課税標準とし、その額に税率を乗じて算出する。

b 課税標準額

b 係争家屋に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準額は、登録価格と同額の298万6619円である。

(v) 税額

a 課税標準額の合計

b 係争土地及びb 係争家屋に係る平成30年度分の固定資産税に係る課税標準額の合計は、444万2000円（1000円未満の端数切捨て）である。

b 固定資産税の額

a の課税標準額に税率（1.4%）を乗じると、固定資産税の額は、6万2100円（100円未満の端数切捨て）となる。

(x) 小括

以上のとおり、b 係争土地及びb 係争家屋に係る平成30年度分の固定資産税の額を6万2100円とする本件処分2は、前記(v)の額と同額である。

(2) 本件処分1及び本件処分2に係る固定資産がその用途により非課税措置の対象となるかについて

ア 境内建物及び境内地に係る非課税措置についての法等の規定

(i) 法の規定

a 法第348条第2項第3号は、宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内建物及び境内地については固定資産税を課することができない旨規定している。

b また、法第702条の2第2項は、市町村は、法第348条第2項の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない旨規定している。

c ただし、法第348条第2項ただし書は、固定資産を有料で借り受けた者がこれを同項各号に掲げる固定資産として使用する場合には、固定資産税を当該固定資産の所有者に課することができる旨規定している。

(ii) 宗教法人法の規定

a 宗教法人法第3条は、「境内建物」とは、同条第1号に掲げるような宗教法人の同法第2条に規定する目的（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること）のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいう旨規定している。

b また、宗教法人法第3条は、「境内地」とは、同条第2号から第7号までに掲げるような宗教法人の同法第2条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう旨規定している。

c そして、宗教法人法第3条第1号、第2号及び第4号は、それぞれ次の建物、土地等を掲げている。

- (a) 第1号 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の第2条に規定する目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。）
- (b) 第2号 第1号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地（立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。）
- (c) 第4号 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。）
- (7) 非課税措置の対象となる境内建物及び境内地
 - a まず、固定資産税（法第342条）は、土地、家屋等の資産価値に注目し、その所有という事実に応税力を認めて課する一種の財産税と解されている。これは、一般に固定資産を基礎として種々の経済的活動が行われ（直接に生産活動等に使用される場合や住居として使用されるなどして日々の生産活動等を支える場合）、その結果収益が生じることを期待できることに注目して、そうして得られるであろう収益をもって税負担をまかなうことが想定されているものである。
 - b これに対して、法第348条第2項第3号が宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地に対しては固定資産税を課することができない旨規定しているのは、宗教法人本来の目的である宗教活動に専ら使用されるものであり、その性質上これが経済的活動の基礎となって収益が生じることを通常期待できず、固定資産税の負担を期待することが可能な程度の担税力を実質的に認めることができないので、これを課税の対象から除外したものと解されている（東京高裁平成20年10月30日判決）。
 - c 次に、前記(7)及び(4)の規定によると、法第348条第2項第3号により非課税とされる境内建物及び境内地とは、宗教法人が、専らその本来の用に供し、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するために必要な当該宗教法人の固有の境内建物及び境内土地をいうものである（東京高裁平成20年1月23日判決）。
 - d そして、この「専らその本来の用に供」するとは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するという宗教法人の本質的な活動のために専ら使用されるものであることを意味するものであり、この要件該当性の判断は、一般の社会通念に基づいて外形的、客観的にこれを行うべきものである（前掲東京高裁平成20年10月30日判決）。
 - e また、この「固有の」とは、当該宗教法人の宗教目的のために必要なもので、当該宗教法人の存立のために欠くべからざる本来的なものであることをいうものである（名古屋地裁平成4年6月12日判決）。
- イ 非課税措置の対象となる境内建物及び境内地といえるかについて

そこで、本件処分1及び本件処分2に係る固定資産が平成30年度分の固定資産税等の賦課期日（平成30年1月1日。以下「本件賦課期日」という。）において、法第348条第2項第3号に規定する非課税措置の対象となる境内建物及び境内地といえるかについて検討する。

(7) a 係争家屋

- a a 係争家屋は、本件賦課期日において、審査請求人が所有する家屋であると認められる。
- b a 係争家屋は、そもそも代表役員公邸つまり審査請求人の住居として使用されているとのことであり、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するという宗教法人の本質的な活動のために専ら使用されるものであることを示す証拠もないのであるから、宗教法人Cが「専らその本来の用に供」するものに該当するとは認められない。
- c したがって、a 係争家屋は、当該非課税措置の対象となる境内建物とはいえない。

(4) a 係争土地

- a a 係争土地は、本件賦課期日において、審査請求人が所有する土地であり a 係争家屋（宗教法人Cが専らその本来の用に供するものに該当するとは認められない家屋）の敷地として使用されていると認められる。
- b そのため、a 係争土地についても、宗教法人Cが「専らその本来の用に供」するものに該当するとは認められない。
- c したがって、a 係争土地は、当該非課税措置の対象となる境内地とはいえない。

(7) b 係争家屋

- a b 係争家屋は、本件賦課期日において、審査請求人が所有する家屋であると認められる。
- b b 係争家屋は、農園を管理するために使用されているとのことであるが、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するという宗教法人の本質的な活動のために専ら使用されるものであることを示す証拠はないため、宗教法人Cが「専らその本来の用に供」するものに該当するとは認められない。さらに、宗教法人Cの「固有」の、つまり宗教法人Cの宗教目的のために必要なもので、その存立のために欠くべからざる本来的なものであるといえるような事情も見当たらない。
- c そのため、b 係争家屋は、宗教法人Cが専らその本来の用に供し、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するために必要な当該宗教法人の固有の境内建物に該当するとは認められない。
- d したがって、b 係争家屋は、当該非課税措置の対象となる境内建物とはいえない。

(x) b 係争土地

- a b 係争土地は、本件賦課期日において、審査請求人が所有する土地であり、その一部分はb 係争家屋（宗教法人Cが専らその本来の用に供し、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するために必要な当該宗教法人の固有の境内建物とは認められない家屋）の敷地として使用されていると認められる。
- b b 係争土地の残りの部分は、農園として使用されているとのことであるが、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するという宗教法人の本質的な活動のために専ら使用されるものであることを示す証拠はないため、宗教法人Cが「専らその本来の用に供」するものに該当するとは認められない。さらに、宗教法人Cの「固有」の、つまり宗教法人Cの宗教目的のために必要なもので、その存立のために欠くべからざる本来的なものであるといえるような事情も見当たらない。
- c そのため、b 係争土地は、宗教法人Cが専らその本来の用に供し、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するために必要な当該宗教法人の固有の境内土地に該当するとは認められない。
- d したがって、b 係争土地は、当該非課税措置の対象となる境内地とはいえない。

(3) その他

- ア(7) 審査請求人は、処分庁が外観からの実地調査を実施したとしていることについて、処分庁は法第403条又は第408条に基づく実地調査の何たるかを知らない、家屋の用途の調査が外観からの調査で足りるとは到底考えられないなどと主張する。これは、処分庁の調査が不十分との主張か、あるいは法第403条第2項又は第408条に規定する調査に当たらないとの主張と解される。
- (4) しかしながら、非課税措置の対象とはいえないとした処分庁の判断に誤りはないため、調査が不十分であるとの批判は当たらない。
- (7) a (a) また、審査請求人が挙げる法第403条第2項等の規定は、いずれも法第3章第2節第5款において、固定資産の評価及び価格の決定に係る規定と位置付けられている。
 - (b) そして、法第411条第1項は、固定資産の価格等を決定した場合においては、当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならないとしている。
 - (c) そうすると、この点についての審査請求人の主張は、固定資産の登録価格に関する主張といえる。
- b 登録価格についての不服申立て等に係る法の規定は、以下のとおりである。
 - (a) 法第432条第1項は、固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格

（登録価格）について不服がある場合においては、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる旨規定している。

(b) 一方、法第432条第3項は、固定資産税の賦課についての審査請求においては、(a)により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない旨規定している。また、法第702条の8第2項は、都市計画税の賦課徴収に関する審査請求等については、固定資産税の賦課徴収に関する審査請求等の例による旨規定している。

c 本件審査請求は、固定資産税等の賦課についての不服申立てであるため、登録価格について不服の理由とすることはできない（法第432条第3項及び第702条の8第2項）。

d そうすると、この点についての審査請求人の主張は、登録価格についてのものであって、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができる事項に係る主張であるから、固定資産税等の賦課についての審査請求である本件審査請求においては、不服の理由とすることができないものである。

イ(7) 審査請求人は、昨年度及び一昨年度に現地調査することなく異議申立てを却下したことについて説明を求める旨主張する。これは、審査請求人が審査庁に対して平成29年度及び平成28年度にそれぞれ提起したそれぞれの年度分の固定資産税等の賦課決定処分及び同年度分の固定資産税の賦課決定処分についての審査請求について、いずれも現地調査がされることなく審査請求を棄却する裁決が行われたとしてその説明を求める旨の主張と解される。

(i) しかしながら、本件審査請求における審理は、平成30年度分の固定資産税等の賦課決定処分等である本件処分1及び本件処分2を対象とするものであって、前記(7)の平成29年度分の固定資産税等の賦課決定処分等を対象とするものではないため、この点についての主張自体が失当である。

ウ(7) なお、審査請求人は、平成30年11月20日の口頭意見陳述に際して、「犯罪組織広島市の実相を糾弾する。」等を理由として「固定資産税の賦課に関する市税事務所職員の犯罪行為について」の質問の許可を申請し（同月11日付け質問許可申請書）、また、当該口頭意見陳述においても、本件処分1及び本件処分2に当たり処分庁職員が犯罪行為を行ったなどとの陳述を行っている。これらのことから、審査請求書や補正書に記載はないが、当該職員の行為が犯罪に該当する旨の主張をしているものと考えられる。

(i) しかしながら、本件審査請求における審理は、本件処分1及び本件処分2が法等に規定された処分要件を充足しているかどうかを対象とするものであって、犯罪該当性を対象とするものではないから、犯罪該当性に係る主張自体が失当である。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

平成31年1月 7日 審査庁から諮問書を受領

平成31年1月28日 第1回合議体会議 調査審議

平成31年2月25日 第2回合議体会議 調査審議

平成31年3月25日 第3回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件処分1及び本件処分2に係る税額の算出について

a係争土地、a家屋1、a家屋2及びa家屋3に係る平成30年度分の固定資産税等の額並びにb係争土地及びb係争家屋に係る平成30年度分の固定資産税の額については、審理員意見書の理由のとおり法等の規定に基づき算出されており、適正であると認められる。

2 本件処分1及び本件処分2に係る固定資産がその用途により非課税措置の対象となるかについて

(1) a係争家屋及びa係争土地について

ア 審査請求人は、a係争家屋について、宗教法人である宗教法人Cが教団本部及び代表役員公邸として使用しており、宗教法人Cに対して無償で提供していることから、a係争家屋及びa係争土地は、法第348条第2項第3号により非課税適用される旨主張する。

イ この点、法第348条第2項第3号により非課税とされる境内建物及び境内地とは、宗教法人が、専らその本来の用に供し、宗教の儀式を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するために必要な当該宗教法人の固有の境内建物及び境内土地をいうものと解されている（前掲東京高裁平成20年1月23日判決）。そして、この「専らその本来の用に供」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するという宗教法人の本質的な活動のために専ら使用されるものであることを意味するものであり、この要件該当性の判断は、一般の社会通念に基づいて外形的、客観的にこれを行うべきものであると解されている（前掲東京高裁平成20年10月30日判決）。

ウ これを本件についてみると、a係争家屋について、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するという宗教法人の本質的な活動のために専ら使用されているとは認められないことは審理員意見書のとおりである。よって、a係争家屋は、法第348条第2項第3号に規定する境内建物とはいえない。

エ また、a係争土地についても、前記ウのとおり境内建物とはいえないa係争家屋の敷地として使用されていると認められることは審理員意見書のとおりである

ため、法第348条第2項第3号に規定する境内地とはいえない。

(2) b係争家屋及びb係争土地について

ア 審査請求人は、b係争土地は農園として、b係争家屋はその管理事務所としてそれぞれ宗教法人Cが使用しており、宗教法人Cに対してb係争土地及びb係争家屋を無償で提供していることから、b係争家屋及びb係争土地は、法第348条第2項第3号により非課税適用される旨主張する。

イ ある固定資産が法第348条第2項第3号により非課税となるには、前記(1)のイで述べた要件該当性を満たす必要があるところ、b係争家屋については、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するという宗教法人の本質的な活動のために専ら使用されるものであるとは認められないことは審理員意見書のとおりである。よって、b係争家屋は、法第348条第2項第3号に規定する境内建物とはいえない。

ウ また、b係争土地についても、その一部は、前記イのとおり境内建物とはいえないb係争家屋の敷地として使用されていると認められる。残りの部分についても、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するという宗教法人の本質的な活動のために専ら使用されるものであるとは認められないことは審理員意見書のとおりである。さらに、法第348条第2項第3号により非課税とされる境内建物及び境内地は、前記(1)のイのとおり当該宗教法人の固有の境内建物及び境内土地である必要があり、この「固有の」とは、当該宗教法人の宗教目的のために必要なもので、当該宗教法人の存立のために欠くべからざる本来的なものであることをいう（前掲名古屋地裁平成4年6月12日判決）とされているところ、この点について、そのような事情は見当たらないことも審理員意見書のとおりである。よって、b係争土地についても、法第348条第2項第3号に規定する境内地とはいえない。

3 その他

(1) 審査請求人は、処分庁が外観からの実地調査を実施したとしていることについて、処分庁は法第403条又は第408条に基づく実地調査の何たるかを知らない、「家屋の用途」の調査が「外観からの調査」で足りるとは到底考えられないなどと主張する。しかしながら、法第403条及び第408条の規定は固定資産の評価及び価格の決定に係る規定と位置付けられているものである。これらに係る不服については、審理員意見書の理由のとおり、固定資産税等の賦課についての審査請求においては不服の理由とすることはできないものである。

(2) また、審査請求人は、昨年度、一昨年度に現地調査をすることなく異議申立てを却下したことについて説明を求める、全ての財政局職員及び関係職員は即刻免職すべきであるなどと主張する。しかしながら、本件審査請求は、本件処分1及び本件処分2が法等に規定された処分要件を充足しているかどうかを対象とするものであって、当該主張に係る内容を対象とするものではないから、当該主張自体が失当で

ある。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実